西村あさひ法律事務所

ベトナム: 標準様式契約における仲裁条項に関する法的留意点

アジアニューズレター 2022 年 1 月 28 日号

執筆者:
E-mail 今泉 勇 E-mail ヴ・レ・バン

1. 標準様式契約及び消費者が紛争解決方法を選択する権利

商事契約において、両当事者がある形態の紛争解決(すなわち、裁判または仲裁)に合意した場合、両当事者は、当該合意により拘束され、合意された紛争解決の場において紛争を解決しなければなりません。ただし、一方当事者が消費者であり、かつ、物品または役務の規定を内容とする標準様式契約[1]である場合(または一般取引約款[2]を含む場合)には、事態は異なります。

標準様式契約および一般取引約款は、サービス/商品提供者と消費者との間のあらゆる種類の契約に適用され得ます。商事仲裁法上、両者の紛争について、当該事業者が当該商品及びサービスの供給に関する標準様式契約または一般取引約款に仲裁条項を挿入し、かつ、消費者が当該仲裁条項に別途同意していない場合、消費者は、その裁量により、当該紛争を解決するために仲裁を選択する権利または裁判所を引き続き有します。[3]消費者を拘束する仲裁条項に関する合意を締結するためには、事業者は契約を締結する前に、消費者に仲裁条項を通知しなければならず、かつ消費者が当該仲裁条項に同意しなければなりません。

また消費者権利保護法においても、事業者が契約を締結する前に仲裁条項を通知し、また消費者が、当該仲裁条項に同意しなければならない旨を規定しています。事業者が標準様式契約または一般取引約款に仲裁条項を挿入する場合、紛争が発生したときは、個人である消費者は、他の紛争解決方法を選択する権利を有するものとされます。[4]

2. 関連判例

2018 年、ニャチャン市人民裁判所は、買主が一定期間にわたり不動産物件のユニットを占有する権利を購入するある種のサービス契約に関する紛争を解決しました。当該契約の買主は 2 人の個人で、売主は旅行会社でした。当該契約は、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)が紛争解決方法として選定する、売主が作成した標準様式契約でした。それにも関わらず、買主は、紛争解決のために上記裁判所に提訴し、当該裁判所は、買主の訴えを受理しました。当該裁判所は、当該サービス契約が仲裁条項を含む標準様式契約であり、当該買主が仲裁条項に同意していなかったため、当該買主は、裁判所に訴え提起して紛争解決を求める権利を有している、と判断しました。その後、当該判決は、人民最高裁判所判事委員会により、判例法 42/2021/AL として選択・宣言されました。裁判官委員会は、次のように意見を述べました。

> *当該契約は、サービス事業者が作成した、仲裁合意付きの標準様式契約書に分類されます。消費者(及び原告)が仲裁人による紛争解決に同意せず、裁判所による解決を要請する場合、当該要請は、消費者権利保護法第 38 条、商事仲裁法第*

---

1 標準様式契約とは、消費者との取引のために事業者が作成した契約書を意味します(消費者権利保護法第 3.5 条)。

2 一般取引約款とは、事業者が公表し、かつ、消費者に適用されるサービスの販売および/または供給に関するルールおよび規制を意味します(消費者権利保護法第 3.6 条)。

3 商事仲裁法第 17 条、決定 01/2014/NQ-HDTP 第 4.5 条

4 消費者権利護法第 38 条

© Nishimura & Asahi 2022

17 条および決定 01/2014/NQ-HDTP 第 4.5 条に適合しています。従って、事件の受理及び解決におけるニャチャン市人民最高裁判所の行為は、法令に適合したものです。

上記宣言に基いて、当該判例は、実務上同じ問題を解決するため、裁判所間で一貫して適用されることとされています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

© Nishimura & Asahi 2022

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

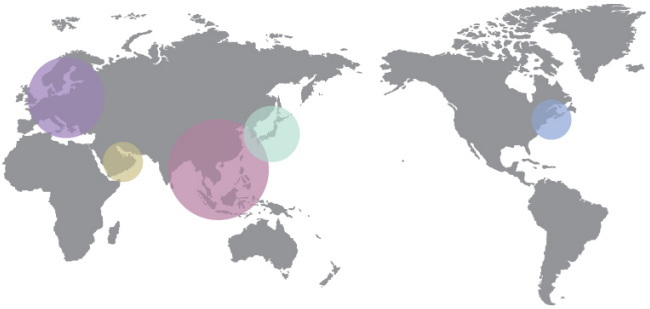

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel　+1-212-830-1600
E-mail　info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー　山口勝之
ニューヨーク事務所副統括　清水恵
パートナー　Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー　辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200　Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel　052-533-2590
社員　藤井宏樹

大阪
Tel　06-6366-3013
社員　井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範

福岡
Tel　092-717-7300
社員　尾崎恒康
髙木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ドバイ
Tel　+971-4-386-3456
E-mail　info_dubai@nishimura.com
パートナー　森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)211-5403-9512

E-mail　info_europe@eml.nishimura.com
共同代表　石川智也
Dominik Kruse

バンコク
Tel　+66-2-126-9100
E-mail　info_bangkok@nishimura.com
共同代表　Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京
Tel　+86-10-8588-8600
E-mail　info_beijing@nishimura.com
首席代表　中島あずさ
代表　志賀正帥

上海
Tel　+86-21-5280-3700
E-mail　info_shanghai@nishimura.com
首席代表　野村高志
代表　木下清太
東城聡

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel　+62-21-5080-8600
E-mail　info@wplaws.com
執行パートナー　Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel　+62-21-2933-3617
E-mail　info_jakarta@nishimura.com
パートナー　町田憲昭

シンガポール
Tel　+65-6922-7670
E-mail　info_singapore@nishimura.com
共同代表　山中政人
宇野伸太郎
パートナー　佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ヤンゴン
Tel　+95-1-8382632
E-mail　info_yangon@nishimura.com
代表　湯川雄介
副代表　今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2
Tel　+852-2336-8586
E-mail　s.okada@nishimura.com
代表　岡田早織

ハノイ
Tel　+84-24-3946-0870
E-mail　info_vietnam@nishimura.com
代表　平松哲

ホーチミン
Tel　+84-28-3821-4432
E-mail　info_vietnam@nishimura.com
代表　大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel　+886-2-8729-7900
E-mail　info_taipei@nishimura.com
共同代表　孫櫻倩
張勝傑

＊1 提携事務所　＊2 関連事務所

Last updated: 2022.1

© Nishimura & Asahi 2022